

市営住宅入居者の車庫証明について

① 申請者又は行政書士の方が「車庫証明に係る保管場所使用承諾及び証明願い」を作成。



② 建築課に、「車庫証明に係る保管場所使用承諾及び証明願い」と下記の書類を提出。

1. 保管場所の所在図・配置図の写し 1部

2. 保管場所使用承諾証明書 2部

(1部は市の控え、もう1部は市長印を押し申請者又は行政書士の方に手渡す。)

3. 駐車場使用許可証 1部

【市は入居同居の状況と住宅使用料等の収納状況を確認するので翌日以降交付】



③ 警察署へ申請。

新しい車の車検証、元の車を処分した事が確認出来る書類(廃車証明書等)と引き換えに、新しい車のナンバーで許可証を再交付します。

(注意) 入居同居の許可のない人や住宅使用料・駐車場使用料を滞納している場合は駐車場の使用を許可しません。また、犬、猫等ペット飼育をしていたり、無断転貸など法令、条例等上の義務不遵守があり信頼関係を保持し難い場合も駐車場の使用を許可しません。